

日本きのこ学会会員規程

(令和4年10月25日改定 令和4年11月1日施行)

第1条 一般社団法人日本きのこ学会定款第6条に掲げる会員は、以下の年会費を指定された期日までに、納入しなければならない。

- (1) 正会員 6,000円/年
- (2) 学生会員 3,000円/年
- (3) 特別会員 4,000円/年
- (4) 団体会員 50,000円/年
- (5) 購読会員 10,000円/年
- (6) ジュニア会員 1,000円/年

2 名誉会員の年会費は、免除する。

3 年会費は、当該年度の前納制とする。特別会員の年会費は特別会員となる年度の年会費から適用する。

4 年会費が前納されない場合は、年会費が納入されるまで会員としての権利を停止する。

5 既納の年会費はいかなる理由があっても返却しない。

第2条 指定された期日までに、年会費を完納した会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）に規定された以下の社員の権利を、行使できる。但し、正会員以外は当法定款および当法人規程により、権利が一部制限される場合がある。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(9) 大会、シンポジウム、研修会等当法人の行事に参加すること

(10) 「日本きのこ学会誌」および無償または一部有償の本会刊行物の配布をうけること

(11) 「日本きのこ学会誌」および当法人刊行物に投稿すること、並びに大会で発表すること

(12) 選挙規定に基づく、選挙権および被選挙権

(13) 当法人が授与する賞の受賞者およびその推薦者になること

(14) 当法人が行う学術研究相互援助等の諸事業に関する便宜をうけること

(15) その他当法人が認める事項

2 団体会員は、上記に加え、当法人の主催する大会、シンポジウムなどの集會に、会員として参加ならびに発表することができる。

3 名誉会員は、年会費及び年次大会、シンポジウム、技術研修会の参加費および年次大会の懇親会費を免除される。

4 ジュニア会員、購読会員は本項(10)、(12)、(13)および(14)の権利を有しない。

5 学生会員、名誉会員、および特別会員は(12)の権利を有しない。

第3条 本規程の改定は代議員会の決議による。